

西のゴールデンルートパートナー規約

(目的)

第1条 本規約は、欧米豪を中心としたインバウンド客等をターゲットに大阪より西のエリアへの広域周遊を促進することを目的とした「西のゴールデンルート」に賛同し、インバウンドの誘客に資する取組みを行う企業、団体等（以下「企業等」という。）をパートナーとして登録することにあたり、必要な事項を定めるもの。

(登録された企業等の呼称)

第2条 本規約により登録された企業等の呼称は、西のゴールデンルートパートナー（以下「パートナー」という。）とする。

(登録要件)

第3条 パートナーの登録は、西のゴールデンルートの趣旨に沿って、大阪より西のエリアへの誘客に資する以下の取組みを行う企業等（政治団体、宗教法人、反社会的勢力、その他西のゴールデンルート実行委員会（以下「実行委員会」という。）がパートナーとして登録することが不相当であると認める者を除く。）を対象とする。

なお、以下の取組みは、いずれも実行委員会に所属する自治体のいずれか又は全部を取り上げることを前提とする。

- (1) 旅行商品の販売
- (2) 周遊企画商品の販売
- (3) 着地型旅行商品の販売
- (4) 情報発信
- (5) 西のゴールデンルートの認知度向上につながる取組み
- (6) その他、西のゴールデンルートの普及促進に関する取組み

(事務局)

第4条 パートナーに係る総合的な調整等の事務局は、実行委員会が担う。

(役割)

第5条 パートナーは、第3条各号に規定するいずれか又は複数の取組みを行う。

(登録申請等)

第6条 パートナーとしての登録を受けようとする企業等は、西のゴールデンルート専用サイト（日本語）から登録の申請を行った後、実行委員会による審査を経て、登録の決定通知を受けることとする。

(登録処理)

第7条 実行委員会は、前条の規定による登録の申請があった企業等について、第3条に規定する登録要件を満たしていることを確認した場合は、パートナーへの登録を認めるとともに、西のゴールデンルート専用サイト（日本語）に掲載する。また、パートナーが第3条各号に掲げる取組みを実施する際には、その都度実行委員会にその旨を届出し、実行委員会は、適宜必要な情報を提供する。

(登録の変更及び取消し)

第8条 パートナーは、第7条により届出した取組みの内容に変更が生じた場合は、実行委員会に対して変更の届出を行うものとする。

また、届出した取組みを行わなくなった場合は、速やかに実行委員会へその旨の届出を行うものとする。

2 パートナーが社会通念上ふさわしくない行為若しくは本規約に違反する行為をした場合、又はその疑いがある場合は、パートナーの登録を取り消すことがある。

(登録費用)

第9条 パートナーの登録は、無料とする。

(ロゴ・キービジュアルの使用)

第10条 実行委員会は、パートナーがロゴ・キービジュアル(以下「ロゴ等」という。)の使用を申し出た場合、当該使用目的が本規約に合致する場合は、無料で提供するものとする。

(登録終期)

第11条 パートナーとして担う役割は、西のゴールデンルート事業の終了に合わせて終了する。

(登録企業等の協力)

第12条 パートナーは、実行委員会又は実行委員会に所属する自治体から、パートナー自らが実施する取組み内容の状況や実績等について情報提供依頼があった場合は、可能な範囲で協力する。

2 パートナーは、実行委員会又は実行委員会に所属する自治体から取組み内容の状況や実績等に係る広報活動等の協力依頼を受けた場合は、可能な範囲で協力する。

3 パートナーは、実行委員会から西のゴールデンルートの取組みに関して意見交換の申し出があった場合は、可能な範囲で協力する。

4 西のゴールデンルートの推進体制が今後体制拡充される際には、パートナーを体制拡充後の組織の会員等に位置づけることとする。

(事故等の処理)

第13条 パートナーは、その責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、パートナーの責任において対応し、解決するものとする。

(規約等の改訂)

第14条 本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改定する場合がある。

2 改訂後の規約は、西のゴールデンルート専用サイト等で閲覧可能となったときから効力を有するものとする。

附 則

この規約は、令和6年2月9日から施行する。